事　務　連　絡
令和５年３月 29 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）　　御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 44）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和４年厚生労働省告示第 54 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日保医発 0304 第１号）等により、令和４年４月１日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

（別添）

医科診療報酬点数表関係

【がんゲノム拠点病院加算】

問１　区分番号「Ａ２３２」がん拠点病院加算の注２に規定するがんゲノム拠点病院加算の施設基準において、「『がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について』(令和元年７月 19 日健発 0719 第３号厚生労働省健康局長通知）に基づき、がんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院の指定を受けていること」とされているが、「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」（令和４年８月１日健発 0801 第 18 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、令和５年４月１日より新たにがんゲノム医療中核拠点病院等の指定が行われた場合、令和５年４月１日以降どのように取り扱えばよいか。

（答）当該施設基準の規定については、令和５年４月１日以降、「『がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について』（令和４年８月１日健発 0801 第 18 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、がんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院の指定を受けていること」と読み替えること。

【がんゲノムプロファイリング検査】

問２　区分番号「Ｄ００６－１９」がんゲノムプロファイリング検査について、「がんゲノムプロファイルの解析により得られる遺伝子のシークエンスデータ（ＦＡＳＴＱ又はＢＡＭ)、解析データ（ＶＣＦ又はＸＭＬ）及び臨床情報等を、患者の同意に基づき、保険医療機関又は検査会社等からがんゲノム情報管理センター（Ｃ－ＣＡＴ）に提出する。」とされているが、解析データについて、ＶＣＦ又はＸＭＬの形式のほか、Ｃ－ＣＡＴ検査データ転送システム利用規約を遵守した上で、ＹＡＭＬ形式で提出することは可能か。

（答）可能。

【がんゲノムプロファイリング評価提供料】

問３　区分番号「Ｂ０１１－５」がんゲノムプロファイリング評価提供料について、「当該検査実施時に患者から得られた同意に基づき、当該患者のがんゲノムプロファイルの解析により得られた遺伝子のシークエンスデータ（ＦＡＳＴＱ又はＢＡＭ)、解析データ（ＶＣＦ又はＸＭＬ）及び臨床情報等を、保険医療機関又は検査会社等からがんゲノム情報管理センター（Ｃ－ＣＡＴ）に提出した場合に算定する。」とされているが、問２と同様、Ｃ－ＣＡＴ検査データ転送システム利用規約を遵守した上で、ＹＡＭＬ形式で解析データを提出した場合に算定できるか。

（答）算定可。